

生駒市条例第 18 号

外国の地方公共団体の機関等に派遣される生駒市職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 22 年 9 月 16 日

生駒市長 山下 真

外国の地方公共団体の機関等に派遣される生駒市職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例

外国の地方公共団体の機関等に派遣される生駒市職員の処遇等に関する条例（平成 11 年 3 月生駒市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項を次のように改める。

派遣職員のうち、企業職員である派遣職員及び技能職員である派遣職員以外のもの（以下「一般の派遣職員」という。）には、規則で定めるところにより、その派遣先の勤務に対して報酬が支給されないとき、又は当該勤務に対して支給される報酬の額が低いと認められるときは、その派遣の期間中、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ 100 分の 100 以内を支給する。

第 4 条第 2 項中「一般の派遣職員の」を削り、「前項本文」を「前項」に、「当該一般の派遣職員」を「一般の派遣職員」に改める。

第 8 条ただし書中「当該派遣職員の」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 22 年 10 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から平成 23 年 3 月 31 日ま

での間に、新たに派遣され、又は派遣の期間が更新された職員（市長が定める職員を除く。）に係る当該新たに派遣され、又は派遣の期間が更新された日における改正後の外国の地方公共団体の機関等に派遣される生駒市職員の処遇等に関する条例第４条第１項の規定による給与の支給割合（以下「新支給割合」という。）が、これらの日において改正前の外国の地方公共団体の機関等に派遣される生駒市職員の処遇等に関する条例第４条第１項の規定を適用したとした場合における同項の規定による給与の支給割合（以下「旧支給割合」という。）に達しないときは、旧支給割合から新支給割合を減じた割合に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た割合を新支給割合に加えた割合を、当該職員に係る改正後の外国の地方公共団体の機関等に派遣される生駒市職員の処遇等に関する条例第４条第１項の規定による給与の支給割合とする。

- (1) 施行日から平成２３年９月３０日まで １００分の１００
- (2) 平成２３年１０月１日から平成２４年９月３０日まで １００分の７０
- (3) 平成２４年１０月１日から平成２５年９月３０日まで １００分の４０